文化財の種類

〔　〕は文化財保護法に基づく国指定・選定の名称

文化財

- 有形文化財〔国宝・重要文化財〕
  有形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
  - 建造物
  - 美術工芸品
    - 絵画
    - 彫刻
    - 工芸品
    - 書跡・典籍
    - 古文書
    - 考古資料
    - 歴史資料
- 登録有形文化財
  保存と活用が特に必要なものを登録
  - 建造物
  - 美術工芸品
- 無形文化財〔重要無形文化財〕
  無形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの
  - 演劇
  - 音楽
  - 工芸技術
  - その他
- 登録無形文化財
  保存と活用が特に必要なものを登録
- 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
- 民俗文化財〔重要無形民俗文化財、重要有形民俗文化財〕
  衣食住等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる物件で、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
  - 無形の民俗文化財
    （衣食住、生業、信仰、年間行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術）
  - 有形の民俗文化財
    （無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具等）
- 登録民俗文化財（無形民俗文化財、有形民俗文化財）
  保存と活用が特に必要なものを登録
- 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
- 記念物〔特別史跡、特別名勝、特別天然記念物／史跡、名勝、天然記念物〕
  遺跡でわが国にとって歴史上または学術上価値の高いものや名勝地でわが国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術上価値（動物、植物、地質鉱物）の高いもの
  - 遺跡（史跡）
    （貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等）
  - 名勝地（名勝）
    （庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等）
  - 天然記念物
- 登録記念物
  保存と活用が特に必要なものを登録
- 文化的景観〔重要文化的景観〕
  地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地
  （棚田、里山、用水路等）
- 伝統的建造物群〔重要伝統的建造物群保存地区〕
  周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
  （宿場町、城下町、農漁村等）
- （埋蔵文化財）
  土地に埋蔵されている文化財
- （文化財の保存技術〔選定保存技術〕）
  文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等